

1 開催日

2 委員長開会宣言

- 3 議事 日程第 1 会議録署名委員の指名について  
日程第 2 特認校・小規模校の検証と今後の方向性について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 淵 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	田 中 十 糸 子
	5 番委員	吉 川 明 男

(2) 事務局	教育次長	小笠原 哲 司
		舩 田 郁 男
	参事・市民図書館長	千 浦 孝 雄
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	岡 村 修
	学事課長	佐々木 正 彦
	青少年課長	成 岡 賢 一
	総務課長補佐	山 本 正 篤
	学校教育課学校教育班長	片 岡 正 樹
	学事課長補佐	国 沢 隆
	総務課総務係長	藤 原 哲
	学校教育課指導主事	廣 瀬 啓 二
		弘 瀬 健 一 郎
		田 邊 裕 貴
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美 子
学事課学校事務係主事	山 脇 明 子	

(3) 傍聴人 11 名

(4) 報道関係者 9 名

- 1 平成 19 年 8 月 1 日 (水) 9:00 ~ 12:10  
(たかじょう庁舎 6 階人材育成推進室会議室)

2 議事内容

総務課長 開会前に、事務局から訂正を申し上げます。  
この臨時会につきましては、事前に高知市ホームページ等で、『報告：学校規模問題検討委員会の報告書について』としてご案内させていただいておりましたが、手違いがございまして、『議案：特認校・小規模校の検証と今後の方向性について』に訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。お詫びして訂正させていただきます。

澤田委員長 ただ今から、第 1005 回高知市教育委員会 8 月臨時会を開会いたします。  
日程第 1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は田中委員さん、お願いたします。  
それでは、日程第 2・本日の議事は、「特認校・小規模校の検証と今後の方向性について」でございます。事務局の説明を求めます。

吉川教育長 その前にちょっと私の方からかまいませんか。  
まずは、この(報告書の)33 ページをお開けいただきたいのですが、この検討委員会でございますけれども、17 回に渡って、大変丁寧な審議を行っております。その経過の中では、下の方にも書いておりますが、これまでも年々総括もしておりましたし、学校長とも遣り取りをしておきますし、私も学校訪問を継続しておりますから、その中で学校の状況も把握しておりますし、随時・定期の学校訪問もあったわけですが、この際改めて、特認校 1 校ずつ訪問するという経過を辿りながら進めてまいりました。その学校訪問の中では、学校長・PTA 役員にも「現状はどうか」「今後どういことを望んでおるか」ということで、十分にご意見を賜りながら、全てということではできませんが、一定報告書の中にもそれを反映させておる、ということをお伝えしておきたいと思っております。  
それから、この同じく末尾に委員名簿がございます。これ(学校規模問題検討委員会)は教育委員会の内部に設置をした、内部の職員による検討結果とはなっておりますが、この報告書の作成作業にあたっては、当然事務方トップとして、私が幾度も検討委員に私なりの考え方を伝えておりますし、仕上げ作業の中でも私自身が目を通し、ペンを入れ、修正をして完成をさせたという経過を辿っております。  
そういうことでございますので、本日のこの教育委員会の場では、私も教育委員の一人ではございますが、この報告書の内容について意見や質問を申し上げる立場ではなくて、この後教育委員さんから出てくるであろう質問・ご意見に、事務局が答えまされども、内容によっては私からもお答えをする、そういう立場で臨ませていただきますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上です。

澤田委員長 ありがとうございます。それでは、事務局の方からお願いします。

総務課長 はい。総務課長の弘田でございます。

昨日教育長に提出いたしました、報告書『特認校・小規模校の検証と今後の方向性』の内容を説明いたします。説明が少し長くなりますことを、予めご了承ください。

それでは、1ページをご覧ください。「はじめに」でございます。ここでは、この度の高知市学校規模問題検討委員会の目的や本委員会設置に至るこれまでの経過と取り組みを記載しております。まず、これまでの経過を申し上げますと、高知市立学校間における学校規模が不均衡となり、その適正化が求められる中で、平成7年5月に、外部の委員さんによる「高知市立小・中学校規模問題検討委員会」が設置され、平成9年3月に報告書が提出されました。この報告書の内容につきましては、6月1日の臨時教育委員会ほかでご説明申し上げましたとおりでございます。その後平成12年3月に、市職員で構成されます「通学区域・学級規模問題検討委員会」が設置され、同年9月に、小規模校9校に関して「教育効果の向上を図るとともに、学校存続のための状況が維持できる手立てを行政として打つべき」との考えから、通学区域外からの転入学を認める「特認校制度」を実施することが提言されました。この提言をもとに、教育委員会では平成13年4月から、新堀小学校、追手前小学校、第四小学校、第六小学校、御豊瀬小学校、浦戸小学校、久重小学校、行川小学校、行川中学校の小学校8校・中学校1校において特認校制度を開始しました。

本年度19年度は、特認校制度を開始して7年目を迎え、平成13年度の制度開始時に小学1年生で入学したお子さんが本年3月に卒業いたしました。これまでも毎年度末に特認校の総括を行ってまいりましたが、6年間というサイクルが経過したこの時期を大きな区切りと考え、これまでの検証を行うとともに、今後の方向性等について検討するため、本年4月、教育委員会事務局の関係課長や担当者で構成します「高知市学校規模問題検討委員会」を設置して、特認校1校ごとに教育効果や教育環境の観点からそれぞれの学校の今後の方向性や、その他の小規模校における課題を検証し、今後のあり方について検討を行うこととしたものでございます。

次に2ページをご覧ください。「これまでの経過及び取り組みについて」でございますが、先ほどの説明と重複するところがございますので、その部分は割愛して説明させていただきます。まず、高知市「全体の児童生徒数・学級数の変遷」ですが、下の表をご覧ください。平成19年度までの推移と10年後を推計したものでございます。表から分かりますのは、小学校の児童数は、昭和57年度をピークに、平成19年度は17,544人と減少しており、また中学校の生徒数も、昭和61年度をピークに、平成19年度は6,172人と減少傾向が進んでいることです。また、将来推計においても児童生徒数の減少傾向はとどまることなく、いっそう進行することが予測されます。

次に、高知市における「過小規模校・小規模校の児童生徒数・学級数の変遷」ですが、3ページと4ページ上段の表をご覧ください。「過小規模校」というのは1～5学級で構成される学校、「小規模校」というのが6～11学級を擁する学校となっております。本年5月1日現在、中心市街地以外の過小規模校・小規模校である御豊瀬小学校、行川小学校、浦戸小学校、久重小学校、布師田小学校、五台山小学校の児童数は、「高知市立小・中学校規模問題検討委員会」から報告書が提出されました平成8年度当時と比べますと、行川小学校を除いていずれも減少しており、将来推計においてもさらに減少するものと推測されます。行川小学校の児童数は、特認校制度実施により平成8年度と比べると増加しておりますが、将来推計においては減少傾向に転じると推測されます。一方中心市街地で特認校制度を実施した、平成13年度に小規模校であった新堀小学校、追手前小学

校，第四小学校，第六小学校の児童数は，制度実施以後増加しております。今後も現在と同程度の特認校募集数を継続すると仮定した場合，10年後の平成29年度には，新堀小学校，第六小学校は引き続き増加するものと予想され，追手前小学校，第四小学校については減少傾向に転じることが推測されますが，新たなマンション建築等による増加も考えられるところでございます。

次に，4ページをご覧ください。平成9年3月の報告書「高知市立小・中学校規模問題検討委員会」の提言内容と取り組みについて記載をさせていただいておりますが，この内容については，先ほど申しました，1ページの初めで説明した内容と重複しますので，後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に，5ページをご覧ください。「通学区域・学級規模問題検討委員会」の報告，平成12年9月の報告でございますが，この提言内容と取り組みについて記載をさせていただいております。ここにつきましても，1ページ目で大まかなところは説明をいたしましたので，後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に，7ページをご覧ください。「特認校の検証について」でございます。特認校の検証に際しては，先ほど教育長も申しましたように，改めて各学校を順次訪問し，学校長とPTA役員の方々から意見をお伺いしましたが，児童生徒数・学級数が増え学校全体に活気が出てきたというのが全体的な評価でございます。

以下，特認校1校ずつの成果，課題等の検証内容を説明いたします。

まず，新堀小学校です。学級数・児童数の動向でございますが，表をご覧ください。平成13年度から本年度までの推移でございます。新堀小の校区内に居住する児童数は，平成13年度から18年度までは210人程度で推移していましたが，19年度は若干減少しております。学校全体の状況は，特認校制度や教育的配慮による校区外通学者の増加により，学級数・児童数ともに増加しております。次に，今後の校区内児童数の推計ですが，下の表をご覧ください。平成20年度以後5年間を推計しております。新堀小学校の校区内に居住する児童数は，19年度から引き続き緩やかな減少傾向で推移すると推測されます。続いて8ページをご覧ください。「施設の状況と課題」についてでございます。施設の状況については記載のとおりでございますが，施設の課題としては，校舎が昭和49年に旧耐震基準で建築された建物であることから，平成15年度に耐震診断を行い補強が必要であると診断され，18年度に耐震補強設計を完了しており，今後補強工事の施行が必要となっております。次に，「成果」としては，特認校制度による転入学希望者は着実に増加してきております。現在は全学年が2学級編成となり，1学級当たりの児童数が少なくなったことから，個々の児童に応じたきめ細かな指導や支援ができるようになっております。その他は記載のとおりでございます。続いて9ページをご覧ください。「課題」としましては，特認校制度による転入学児童の居住地は，ほぼ市内全域に及んでおり，遠方から通学している児童は保護者が自家用車で送迎する機会が多いため，登下校時の学校周辺での混雑が見られたり，緊急時の集団下校を行うことができないなど，安全面で課題がございます。特認校制度による転入学児童は，災害時や緊急時の連絡がつきにくかったり，保護者がすぐに迎えに来られない場合がございます。また，児童の欠席時に，家庭訪問をしたり手紙を届けたりすることが困難な場合もございます。最後に，「今後の方向性」ですが，全学年が2学級編成となり，1学級当たりの児童数にも余裕ができるなど，特認校制度の望ましい成果が上がっていること，全児童数に占める校区外通学児童の割合は35.5%であり，施設面でもまだ余裕教室が残されている状況もあることから，今後も特認校制度を継続することが望ましいと考えます。

次に10ページをご覧ください。追手前小学校でございます。まず，「学級・児

童数の動向」でございますが、平成 13 年度に特認校制度を導入して以後、校区内居住の児童数は毎年 10% ずつ減少しているものの、学校全体の児童数は逆に 10% ずつ増えております。校区内居住児童数の学校全体に占める割合は、平成 13 年度の約 80% から 19 年度は約 30% にまで低下しています。次に、「今後の推計」ですが、校区内に居住する児童数は、若干の増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向をたどると推測されますが、マンション建築等による増加も考えられるところでございます。次に「施設」についてですが、全ての施設が、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された耐震診断を必要とする施設であるため、できるだけ早期に耐震診断に基づいた全面改築ないし補強等の耐震対策を講じなければなりません。11 ページをご覧ください。西舎は、市内の小学校の中でも 2 番目に建築年度が古く、耐震優先度調査においてもランク[1]となっています。また、トイレが男女共用となっており、教育環境の面から男女別に改修を行う必要がございますが、現在のスペース内で男女別とすることは困難であり、耐震診断の結果にもよりますが、現実的には改築が必要な状況であると考えます。次に、屋内運動場は、市内の小学校の中では最も建築年度が古く、老朽度基本調査においてランク[2]の位置付けとなっている。天井部分が吊り天井となっており、国土交通省が示した安全対策を行っているため今すぐ危険な状態ではありませんが、耐震改修を行う場合はこの吊り天井も改修する必要があり、耐震診断では改築を求められるものになると判断されます。東舎は、耐震優先度調査においてランク[2]となっており、老朽化しているため耐震診断を行い、その診断に基づいた耐震化対策を行わなければならないと考えています。次、「成果」といたしましては、長年にわたる読書教育等の取り組み英語科の新設など、特色のある取り組みが評価されるとともに、交通の利便性も相まって、特認校制度による転入学希望者は着実に増加してきております。現在は 10 学級となり、第 1 学年から第 4 学年までは 2 学級編制となったことで、在学中に学級編制替えによる新たな学習集団で学ぶことが可能となり、異学年交流などの教育活動も展開できております。本校 P T A が主体となって「子どもの居場所づくり（家庭開放）」が平成 14 年度から開始されたことも、共働きの家庭などの保護者の方が特認校に応募しやすくなった一因と考えられるところでございます。次に、「課題」としましては、平成 19 年度の全児童数 230 名中、校区内の児童数は 70 人（30.4%）となっております。他の特認校では校区外の児童の割合が 2 ～ 4 割であるのに対し、本校では 7 割と突出しており、地域に見守られその支援の下で教育を行う公立学校のあり方という点では大きな課題があると考えておるところです。次に 12 ページをご覧ください。特認校制度による転入学児童の居住地はほぼ高知市全域に及んでいるため、台風や集中豪雨、不審者対応などの緊急時に集団下校を行うことができないなど、安全確保の面での課題がございます。また、学校教育では家庭との連携が不可欠となりますが、家庭訪問を行う際の教員の負担増や保護者への連絡がつきにくい等の課題も生じております。最後に、「今後の方向性」でございますが、今後校区内の児童がさらに減少していく中、特認校制度によりこれまでのように転入学を希望する校区外児童を受け入れていった場合「課題」のところの説明いたしました、さまざまな課題がいつそう深刻化していくものと思われます。このため、本校の特認校制度の募集人数を、校区内児童と同程度に制限していくことが望ましいと考えます。ただ、この特認校制度の継続につきましては、「施設の課題」で説明しましたように、学校施設について早期に耐震化のための抜本的な改修を行うことが前提条件となると考えます。しかしながら、今後 3 年間で 190 億円の財源不足が見込まれるという、本市財政の厳しい状況の中で、この抜本改修による多額の財源確保には相当の困難が伴うものと予想され

ます。施設の抜本的な改修のための財源が保障されない場合には、統合も視野に入れた検討がなされることになると考えられますが、将来本校の統合が行われることがあったとしても、現在在学している児童が卒業するまでの間は、本校で教育を受けられることを保障すべきものであると考えます。

次に 13 ページをご覧ください。第四小学校です。「学級数・児童数の動向」ですが、児童数は、高知市全体の児童数が減少傾向にある中で平成 13 年度から 18 年度までに約 30%も増加しています。次に、「今後の推計」ですが、児童数は、当面ほぼ横ばいで推移すると推測されますが、現在もマンション建設が続いており、さらに増加する可能性も考えられます。続いて施設については、「状況」は記載のとおりでございます。14 ページをご覧ください。「施設の課題」としては、教育環境面での問題点はないものの、西舎が耐震優先度調査ランク[2]、東舎が同ランク[2]、屋内運動場が同ランク[4]に分類されています。全て旧耐震基準で建築されており、耐震診断が必要な状況であり、その結果により耐震化対策を行う必要があります。次に、「成果」としては、校区内に居住する児童数の増加に加え、特認校制度による転入学児童数も増加したことから、平成 17 年度には全学年が 2～3 学級編制の中規模校となり、学校全体に活気が出てきております。安定した児童数を確保できていることから、次年度以降を見通した学校経営が可能となり、学年として複数の教員による協力体制をとることができるようになるなど、教育活動にも幅が出てきております。その他は記載のとおりでございます。「課題」としまして、特認校制度による転入学児童の大半は、隣接した校区から通学しているため大きな課題は生じておりません。しかしながら、一部の地域では本校と他の小学校の児童が混在しているため、子ども会等の地域における活動に支障が生じることもあります。校区内に居住する児童数の増加に加え、特認校制度による転入学児童数も増加したことから、現在は保有教室を全て使用しており、施設的にこれ以上の学級数の増加には対応できない状況となっております。最後に、「今後の方向性」でございますが、施設的には、これ以上学級数を増やせない状況がありますため、今後特認校制度を継続する場合は、現在の学級数の範囲で募集人数を最小限に抑えることが必要であると考えます。また、施設については、耐震化計画に沿って耐震診断を実施し、その結果を受けての耐震化対策を行っていかねばならないと考えています。

次に 15 ページをご覧ください。第六小学校でございます。まず「学級・児童数の動向」ですが、児童数は、平成 13 年度から 19 年度までほぼ横ばい状態で変化は見られません。「今後の推計」ですが、今後若干の増加傾向が見られると推測されます。「施設の状況」についてですが、屋内運動場については、旧屋内運動場の床がコンクリートの上にクッション材を敷いた構造で、児童の安全面から体育館の床に適さないものであり、また、ステージ部分が白蟻被害にあい、全面的に改修することが必要な状態となっていました。プールにつきましても、昭和 36 年度に設置したものでございますが、老朽化による漏水が著しく耐用の限度を超える状況でした。このため、平成 18 年度に屋内運動場と同時にプールの改築工事を行いました。16 ページをご覧ください。「施設の課題」としては、西舎、東舎とも旧耐震基準で建築されており、耐震診断が必要な状況です。特に東舎は、耐震優先度調査においてランク[2]となっております。「成果」でございますが、

中心市街地に位置し交通の利便性もありながら、当初は特認校制度による転入者数は少数でございましたが、17 年度からは「放課後児童クラブ」が開設されたこともあって、その後はやや増加しております。19 年度に特認校制度による 4 人の 1 年生児童が入学したことから、1 年生における 2 学級編制が実現しました。小規模校で行き届いた配慮や指導がなされ、温かい雰囲気の中で子ども

たちが学校生活を送っております。「課題」としては、特認校制度による転入学児童の居住地がほぼ高知市全域に及んでおり、緊急時に保護者がすぐに迎えに来ることができない場合があることや、災害発生時や不審者対応時などの保護者への連絡体制及び児童の安全確保の問題がございます。また、特認校制度による転入学児童の通学は自家用車利用が多く、登下校時の学校周辺での交通渋滞や児童の安全面で課題もあります。最後に「今後の方向性」ですが、中心市街地に位置する4校の中では、特認校制度による転入学児童数が最も少ないですが、17年度に「放課後児童クラブ」が設置されたことにより、今後は応募者数のさらなる増加を見込むことができると考えております。施設面では、耐震優先度調査でランク[2]となった東舎、同調査でランク[4]となった西舎ともできるだけ早く耐震対策を実施しなくてはならないと考えます。今後の推計児童数に若干の増加傾向が見られますことから、今後も特認校制度を継続し、児童数の推移を見極めながら、一定の期間をおいて改めて検討することが望ましいと考えます。

次に17ページをご覧ください。御豊瀬小学校でございます。初めに、「学級数・児童数の動向」ですが、13年度の特認校制度導入後も14年度までは制度利用者がおらず、その後も少数に限定され、複式学級での運営が続いている状況でございます。「今後の推計」ですが、児童数は今後横ばい状態が続いていくものと推測されます。今後も過小規模の状態が続くことから、他校への校区外通学を選択する家庭の状況により、推計値以上に減少していく可能性もございます。次に「施設」についてですが、全ての施設が昭和57年以後の新耐震基準で建築された耐震性の確保された施設でございます。18ページをご覧ください。「成果」です。これまでの特認校制度による転入学児童は合計5人でありまして、19年度は3年生に1人在籍しております。「課題」としましては、校区内の2つの地域のうち、御豊瀬地区から入学してくる児童がこの2年間はいないことで、いっそうの小規模化が進んでおります。また、本校の児童数が少な過ぎることを懸念して、校区内児童が近隣の小学校へ入学している実態もございます。18年度には、新1年生への入学予定者が校区内に3人いたにもかかわらず入学者ゼロとなりました。また、19年度は校区内の入学予定者4人のうち、入学者は2人でありました。さらに、子ども相互の人間関係が固定化する傾向にあり、授業についても2学年の児童を対象とするため、教員の負担にも大きいものがございます。「今後の方向性」ですが、特認校制度導入後も児童数増とはならず、今後の推計児童数からみても、本校の複式学級を解消することは困難であると考えます。当面は特認校制度を継続しながら、近隣の小学校との統合も視野に入れた検討が必要であると考えます。

次に19ページをご覧ください。浦戸小学校です。「学級数・児童数の動向」ですが、13年度以降緩やかに児童数が増加しており、複式学級も解消されております。次に「今後の推計」ですが、児童数は、今後さらに減少することが推測されます。続いて「施設」について、東舎は新耐震基準で建築されており耐震性が確保されております。「課題」としましては、西舎は15年度に補強が必要であるとの診断結果が出ており、屋内運動場も今後耐震診断が必要な建物であるとされています。20ページをご覧ください。「成果」でございますが、特認校制度による転入学児童が全校児童の2割を超え、児童数が増加したことにより学校の教育活動が活性化してきております。15年度までは一部の学年が複式学級でしたが、現在は全学年が単学級となり、少人数学級の特性を生かしたきめ細かな指導ができております。また、特認校制度によって転入学してきた児童のほとんどが地域に祖父母等が居住している児童であることも特徴であり、制度を利用した保護者は愛校作業にも進んで参加し、夏祭り等の地域の取り組みにも協力的であります。

その他は記載のとおりでございます。「課題」は、登下校時や緊急時・災害時の保護者への連絡・安全確保については、さらにきめ細かな対応が求められるという点がございます。最後に「今後の方向性」ですが、特認校制度が廃止されれば、来年度にも複式学級となる学年が生じます。教育効果の面から考えますと、特認校制度を継続し児童数の増加を図ることが望まれます。今後とも特認校制度を継続し、学級数・児童数の推移を見極めながら、一定の期間をおいて改めて検討することが必要であると考えます。

次に 21 ページ、久重小学校でございます。まず「学級数・児童数の動向」は、児童数は 13 年度以降減少を続けており、19 年度は第 3・第 4 学年と第 5・第 6 学年が複式学級となっております。「今後の推計」では、児童数はほぼ下げ止まった状況であり、今後も 50 人程度で推移するものと推測されます。「施設」につきましては、全ての施設が昭和 57 年以後の新耐震基準で建築された耐震性の確保された施設となっておりますので、施設そのものについてはありませんが、本校が標高の高い北山に位置することから、給水源である井戸の水涸れという問題を抱えております。22 ページをご覧ください。「成果」としまして、校区内の児童が減少する中、19 年度の特認校制度による転入学児童は 6 人となっております。複式学級があるものの学校に活気をもたらしております。また、転入学児童の保護者も学校や P T A の活動に協力的でございます。次に「課題」ですが、校区内に団地が造成され児童数が増加した時期もございましたが、現在は新たに校区に家を建て転入してくる方は少なく、児童数の推計では、当面は一定の児童数を維持できるものの、将来的には全学年が複式学級になるとの予測がございます。「今後の方向性」は、児童数の推計からみて、将来的には全学年が複式学級となる可能性があり、将来的には統合を視野に入れた検討も必要と考えられますが、隣接校との地理的条件や距離を考慮しますと、統廃合には困難が予測されます。これらのことから、今後も特認校制度の P R に努め、児童数増への努力を継続していくことが望ましいと考えます。

次に、23 ページをご覧ください。行川小学校でございます。「学級数・児童数の動向」は、13 年度の特認校制度導入以後児童数は微増となっており、「今後の推計」でも、児童数は 24 年度まではほぼ横ばいと推測されます。次に「施設」についてですが、全ての施設は、昭和 57 年以後の新耐震基準で建築された耐震性の確保された施設でございます。「課題」は、狭隘な学校敷地を補充するために用地を借地しており、年間一定額の公費による負担が生じている点が挙げられます。「成果」としましては、特認校制度による転入学児童数の増加は、少人数のため固定的になりがちな人間関係に刺激を与えており、授業やその他の活動が活性化し、さまざまな教育効果をあげている点、特認校制度利用の保護者も、学校行事や P T A 活動、さらには地域の行事等にも積極的に参加しており、学校・地域・保護者に一体感が生まれ、地域をあげて子どもを育てていこうとする気運を生み出している点がございます。「課題」は、特認校制度による転入学児童は、バスを利用している児童もおりますが、バスの便が悪く自家用車による送迎も多いことによる通学時の安全面の問題、特認校制度による転入学児童が欠席したときなど、自宅が遠い場合に連絡文書を届ける、家庭訪問をすることなどが難しい点、現在全学年が複式学級になっており、特認校制度による転入学児童を加えても単式学級になる児童数は確保できていない点などがございます。「今後の方向性」ですが、推計児童数をみても複式学級の解消は困難でございますが、児童生徒数の増加により一定の成果をあげており、隣接校との地理的条件や距離を考慮しますと統廃合には困難が予測されますことから、今後も特認校制度を継続し、児童数の推移を見極めながら、小・中併置校としての成果も踏まえ

て総合的に検討していかなければならないと考えます。

次に、25 ページ、行川中学校でございます。まず「学級数・生徒数の動向」でございますが、生徒数は、17 年度から校区内の生徒数が減少している中で、全体としてはほぼ横ばいとなっております。「今後の推計」では、生徒数は今後も緩やかに減少を続けると推測されます。「施設の状況と課題」は行川小学校と同様でございます。次に、「成果」でございますが、特認校制度による生徒増によって、学校行事や総合的な学習の時間等においてこれまでよりも充実した取り組みがなされており、行川小学校と同じく、特認校制度利用の保護者も、学校行事や P T A 活動、さらには地域の行事等にも積極的な参加がみられ、学校・地域・保護者に一体感が生まれ地域をあげて子どもを育てていこうとする気運を生み出しております。「課題」面では行川小学校と同様の状況でございます。最後に、26 ページ「今後の方向性」でございます。特認校制度による転入学のみならず、教育的配慮によって転入学する生徒のためにも、本校の果たす役割には大きいものがございまして、行川小学校と併せまして、小・中併置校としての成果も踏まえて総合的に検討していかなければならないと考えます。

次に 27 ページをご覧ください。土佐山中学校です。「学級数・生徒数の動向」ですが、生徒数は 13 年度以降減少を続けており、特認校制度導入以後も制度を利用した入学者はなく、「今後の推計」で、生徒数は減少を続けると推測されています。「施設」につきましては、「課題」として、鏡川の河川敷に位置することから年間を通じて湿度が高く、特に梅雨時期はカビの発生に苦慮しており、夏は蒸し暑く冬は寒いという環境条件から、改善の必要性がある点、また、全ての施設において 17 年度の耐震診断の結果「補強を要する」とのことから、今後何らかの耐震対策が必要である点が挙げられます。次に 28 ページ、「成果」でございますが、現在特認校制度による転入学生徒がないため、特認校としての成果が出ていない状況です。「課題」としましては、現在校区内に居住する生徒が県立中学校等へ進学するなどの状況がございます。バスや自転車で通うことが難しいという交通の便の悪さが、特認校制度を利用した転入者増につながらない大きな理由の一つとなっており、また、通学に要する時間がかかるため部活動ができにくいなどの制約もございます。最後に「今後の方向性」ですが、本校は中山間地域に位置し、小規模校の特色を生かした指導がなされており、特認校制度を利用して校区外から転入学してきても、すぐに学校生活に慣れることが期待できます。また、本校の保護者には同制度に対する理解があり、学校・保護者とも受け入れ体制も整っており、今後も特認校制度の P R に積極的に努めながら、生徒数増へ努力を継続していくことが望ましいと考えます。将来においても生徒数の増加がみられない場合は、「施設の課題」で述べた環境条件を考えますと現位置での改築には問題があり、土佐山小学校との小・中一貫校を視野に入れた検討も必要であると考えます。

以上、特認校 10 校についての説明を終わらせていただきます。続きまして、29 ページ、「特認校以外の小規模校の検証」について説明させていただきます。

まず鏡小学校でございます。「学級数・児童数の動向」ですが、児童数は減少傾向が続いておりますが、単式学級での運営は保たれている状況でございます。「今後の推計」でも、児童数は今後も減少傾向が続くと推測されています。「課題」としましては、鏡地区では、旧鏡村時代の昭和 58 年に児童数の減少により、当時は 4 校ございました小学校を鏡小学校に統合しておりますが、19 年度の児童数は 73 人であり、推計では以降漸減し、24 年度には複式学級が生じると予測される点がございまして、「今後の方向性」ですが、17 年度以降、特認校の指定に向けた P T A の役員との話し合いを行ってきておりますが、まだ同意を得られる

状況には至っておりません。今後も、地域・保護者等の理解を得ながら、特認校指定に向けた話し合いを継続する必要があると考えます。

鏡中学校でございます。「学級数・生徒数の動向」ですが、生徒数は減少傾向が続いておりますが、単式学級での運営は保たれている状況です。「今後の推計」では、生徒数は年度による若干の増減はあるもののほぼ横ばいで推移するものと推測されます。次に「課題」ですが、現在少数ではございますが私立中学校等に進学している状況がございます。また、鏡地区ではソフトボールへの取り組みが盛んでございますが、近年鏡小学校の男子児童の中には、他地区のソフトボール以外の少年スポーツ団に所属し活動している児童もあり、今後は競技を継続するために本校以外の中学校に進学する事例が出てくることも予想され、推計以上に生徒数が減少する可能性もございます。「今後の方向性」ですが、本校は現在特認校制度を導入している市周辺部の学校と同様の状況でございます。隣接校の行川中学校には、小規模校での手厚い支援や自然豊かな環境の下での教育を望む生徒が転入学しております。本校には本市中西部からの自転車による自力通学も可能であり、今後も地域、保護者等の理解を得ながら、特認校指定に向けた話し合いを継続する必要があると考えます。

次に31ページ、土佐山小学校でございます。まず、「学級数・児童数の動向」ですが、児童数は40人前後で安定して推移しております。「今後の推計」でも、児童数は引き続き40人程度で安定して推移すると推測されます。「課題」としましては、19年度の児童数は41人であり、第2・第3学年と第4・第5学年が複式学級となっており、「今後の推計」をみますと、24年度までは40人程度で推移すると推測されておりますが、複式学級が解消されるほどの増加は見込まれておりません。最後に「今後の方向性」です。17年度以降、本校PTAの役員とは特認校の指定に向けた話し合いを行ってきていますが、まだ同意を得られる状況には至っておりません。今後も、地域、保護者等の理解を得ながら、特認校指定に向けた話し合いを継続する必要があると考えます。また、将来においても児童数の増加がみられない場合は、土佐山中学校との小・中一貫校を視野に入れた検討も必要であると考えます。

特認校以外の小規模校についての説明は以上でございます。最後に、32ページ「まとめ」でございますが、検討委員会では、特認校10校の今後のあり方を検討し、これまでの説明で申し上げましたように、特認校制度そのものは継続しながら、一部の学校では募集人数の制限等の新たな手立てを講じますとともに、今後も各学校における児童生徒数・学級数の推移を見守り、学校によっては統合も視野に入れた検討をしていくとの結論に至ったものでございます。また、施設面において抜本的な改修を必要とする学校につきましては、財源問題も含め早急な検討が必要となると考えます。特認校以外の小規模校については、今後も引き続き児童生徒数の推移を把握しながら、子どもたちへの教育効果や教育環境の面から検討を継続する必要があると考えます。

以上で説明を終わります。長時間ありがとうございました。

澤田委員長

ありがとうございました。

それでは、協議に入ってまいりたいと思っておりますが、何分にも35ページにわたる報告書でございますので、まず「 」の『これまでの経過・取り組み』について質疑を行い、その後各特認校やその他の小規模校について、1校ごとに検討してまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

澤田委員長 はい。それでは、まず『これまでの経過・取り組み』についてでございますが、この内容につきましては、これまでも会におきまして報告を受けてきたところでございます。『まえがき』の部分も含めまして、1ページから6ページの間、この間のご意見・ご質問をお願いしたいと思います。  
溝渕委員さんどうぞ。

溝渕委員 はい。今の議題、この件についてというところではないんですけども。昨年この報告書をいただいて読みまして、今日、議決をする議題に採り上げて審議するということなんですけれども、臨時の教育委員会を開いて、8月のいつもの定例会まで議決を置いておけないという、その何か特別な理由をお答えいただければと思いますが。

吉川教育長 はい。経過的に申し上げますと、追手前小学校の跡地へ高知大学の移転構想という話が浮上してくる中で、議会の方でも様々な動きがあって、経済文教委員会で一度この件に関わって、これは、追手前小学校の統合について或いは特認校制度のストップについて全く決定したものではありません、としております。で、市長から要請を受け、その前に教育委員会では、6か年、1年生で入った子どもが卒業したので、ここは総括的な検証をして、今後1校1校どうするか報告を出すとして準備はしてきたんですけども、そういう中で議会関係の動きもあり、当然喫緊の6月定例会市議会でもこのことに関わる質問もある中で、やはり教育委員会は、当然これまでも年々総括してきたわけですし、この4月からは正式に検討委員会を置いて報告書を仕上げていくという経緯でございましたので、一定目処を公表する必要があるということで、7月末には報告書をまとめますので、と私の方から申し上げ、市長もそのように申されたという経過がございますので、7月31日付で報告をまとめた、というそういう経過でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと補足ですが、この1ページの下段ですけども、この特認校の検証ということで当初は入ったわけですが、特認校10校とそれぞれ経過は異なっておりますが、この過小規模化を辿っている類似した学校が3校ございます。これは、先ほどの検討委員会委員長からの報告したわけですが、同じ候補校として挙がってくるわけですし、これまでも、また現在も地元PTA等に対して特認校どうですかという働きかけを継続しておりますので、ここで3校を除いて特認校10校だけの検討では片手落ちではないかということで、小規模校の検証として加えたという経過がございますので、ご理解を賜りたいと思っております。補足しておきます、以上です。

澤田委員長 はい、わかりました。では、他にいかがでしょうか。  
はい、溝渕委員さん。

溝渕委員 はい。質問なんですけれども、2ページ目の下から4行目、「今後も現在と同程度の特認校募集数を継続すると仮定した場合」とあるんですけども、これは「今まで募集してきた人数と同じくらい」という意味なんでしょうか、それとも「生徒数に対する比率で」という意味なんでしょうか。

学校教育課長 はい。学校教育課長岡村でございます。現在この4校につきましては、本年度並みの児童数を加味した場合ということで、将来的に、例えばその上にございますけれども5年後10年後の地元＝校区内に居住する児童数の、その中に占める

比率を考えた場合でございます。

吉川教育長 いや、今の応募人数をこのまま続けるのか、それとも今課長が言った校区内の子ども数を考慮して、人数の増減をしていくのか、ということ、どちらなのかということではないか。

総務課長 はい。総務課長の弘田です。ここでの推計につきましては、このまま制度を継続させると仮定して、今現在と同程度の募集人数で推計しております。この後の1校ずつ検証している中で、いろいろ新たな手立てを講ずるということを述べておりますが、ここでは今現在の人数でいくとして推計したのになっております。

澤田委員長 よろしいでしょうか。  
では、また各校の審議の時にご質問があればよろしくお願ひいたします。他にないでしょうか。

それでは、各特認校1校ごとにつきまして、これまでの検証を踏まえながら、今後の方向性について検討してまいりたいと思います。まず、新堀小学校について、7ページから9ページをお願いしたいと思います。

溝渕委員さん、どうぞ。

溝渕委員 はい。7ページの「今後の校区内児童数の推計」のところの「注」に「入学率」とありますね。この「入学率」というのは何なんでしょうか。

総務課長 はい。総務課長の弘田です。私立学校とか国立の小学校に入学される方を除いた、公立の小学校に入学される子どもさんの率でございます。これは、過去の数値を参考に推計しております。

溝渕委員 それは、校区ごと・学校ごとに入学率というのは出ているんですか。

総務課長 はい。学校ごとに推計しております。

澤田委員長 よろしかったでしょうか。  
議長を務めながら申し訳ないですが、委員として質問をさせていただきます。9ページ「今後の方向性」のところに、「余裕教室が残されている」という表現がございますが、何学級くらい、数字で教えていただければと思いますが。

総務課長 はい。総務課長の弘田です。転用可能な教室といたしましては、3教室ございます。

澤田委員長 わかりました。  
他に はい、溝渕委員さん。

溝渕委員 はい。特認校の児童の募集の時も、多分何名募集するかという時には、その学校に保有教室がいくらあってどの程度人数が増えたらいっぱいになるか、ということを考えてやっていたと思うんですね。だから、この検証の「施設の状況」のところにも保有教室がいくらあるのか、報告書を見た時に数を書いてあった方が分かりやすいと思いますね。

澤田委員長 はい。その点どうでしょうか。

吉川教育長 ちょっと私から。仰ることはよく理解しておりますし、本来そのようにするのが丁寧な対応であると思います。が、7ページ「注」をごらんいただきたいと思いますが、15年度までは40人学級編成、従前の文部科学省の学級編成基準は40人学級です。ところが、学級編成権を主として持っているのは都道府県教育委員会でございますが、子どもたちに多様な問題が起きてくる中で、従前の40人学級ではなかなか十分な対応ができないという、もっと学級の定数を減らしてほしい、手厚い対応をしてもらいたい、教員を返してほしいという世論の動きもあって、各都道府県で1学級の学級定員を引き下げる対応をしておりますね。で、高知県の場合は、県下的に、現在小学校1・2年生は30人学級、3・4年生は35人学級、5・6年生以上は40人学級、というこれまでにない、通常の規定の学級よりも学級数を増やしておるといことがございます。

また2点目に、全国的にそうであるように、高知の場合緩やかですけれども児童数が減少傾向にあり、学級数について、今申し上げた、30人学級・35人学級も進行しておるけれども、それ以上の学級数の減がある中で、いわゆる余裕教室（空き教室）が生じてきたわけです。じゃあ、学校長・学校として、この余裕教室を、今の子どもたち・今の学級数の中で、どう学校教育に活用・転用していくかということで、空いている教室を教育相談室にしたり、PTAの会議室にしたり、また、別の特別教室を構えたりと、かなり学校側の裁量で転用し、固定してきているという状況がございませう。そういう状況は学校によってかなり異なるようで、30・35人学級も含めて規定学級数がこれだけで、これだけ余裕教室があるという数字は出すことはできるわけですが、学校がこうこうで重要な役割があつて使用したいという状況がございませうので、正確な数字を出すためには学校長との遣り取りが必要になってまいります。そういったことで、余裕教室の数を明示していくことがなかなか困難ではございませう。ただ、文部科学省が示す、或いは県単位で入れておる規定の学級数を加味しての余裕教室の数というのは出すことはできますので、その断りを入れた上で出すべきではなかつたかと思ひます。以上です。

澤田委員長 他にどうでしょうか。

それでは、新堀小学校につきましては、9ページにあります、「今後の方向性」に示された方針で進めていくということでご異議ございませうでしょうか。

委員一同 異議なし。

澤田委員長 はい。それでは次に、10ページから12ページ・追手前小学校でございませうが、去る7月25日、7月定例教育委員会の後、「追手前小学校の存続を考える会」の方から直接ご要望もいただいたところでございます。ただ今の報告につきまして、ご意見・ご質問等お願いいたします。  
田中委員さん、どうぞ。

田中委員 はい。「今後の方向性」のところ、「特認校制度の募集人数を校区内児童と同程度に制限していく」と、今よりも少なくなるということですよ。

吉川教育長

はい。10ページの「今後の校区内児童数の推計」というところをご覧くださいと思います。20年度から24年度にかけて追手前小学校に入ってくるであろう1年生の数字を出しながら全学年の合計児童数を出したものでございますが、この1年生の数字に注目していただきたいと思います。11・17・9・9・6と、多少増減はございますが、今後緩やかな減少傾向を迎るとしか言いようがないわけで、マンション建築による増加も考えられるとは書いておりますが、例えば追手前小学校の通学区域内にマンションが建設され、分譲されたとして、断定ではございませんが、学齢期のお子さんをお持ちのご家庭ではなかなか購入しづらい状況もあるのではないかとということで、マンション建設による増加というのは大きくはないと思われま。この11・17・9・9・6と同程度に特認校の公募人数を減少する・抑えるということはこのとしております。それと、今日もお見えになっておられます、追手前小学校の保護者の方々と協議をしていく中で、仮に特認校の募集をストップするとなった場合、今通っておる特認校のお兄さん・お姉さんの弟さん・妹さんですね、この兄弟姉妹関係はどうするのかというご質問もこの仮定の話の中であつたわけですが、これについては「受け入れてまいります」と私から明言しております。それから、追手前小学校だけではございませんけれども、さまざまな校区の学校で不対応の状態、つまり地元の学校では学ぶことができないので、という教育的配慮を理由として、他校への校区外通学を許可してほしいというご要望が出る場合がございます。これは基本的に、子どもの学びを保障するという観点から、本市教育委員会では可能な限り校区外通学を許可する方向でおります。そういうことでございますので、現在でも追手前小学校にも、教育的配慮によって校区外通学をされているお子さんがおられるわけですが、この特認校の兄弟姉妹、教育的配慮による転入学というのは今の人数にプラスされるわけでございます。例えば平成20年度で考えますと、ここでは11人程度の特認校制度による募集を行うということになりますが、それに加えてとなり、結果的に同程度とはならないという点がございまして、併せてご説明申し上げます。

田中委員さんのご質問につきましては、前段にお答えしたとおりでございます。

澤田委員長

はい。西山委員さん、どうぞ。

西山委員

意見として述べさせていただきます。追手前小学校だけに限ったことではない事柄でございますが、学校と地域と家庭との円滑なコミュニケーションが今後よりいっそう充実していけるかどうかという点を十分に検討していく必要があると私は思います。その中で、学校と家庭とのコミュニケーション、これを、この書かれている内容では非常に遠方に住まわれている方もいらっしゃるって連絡が取りにくいということも挙げられておりますので、留意する必要があるかと思ひます。それと、学校と地域との関連ですね。この、学校と家庭と地域という言葉が用いられる時に、地域とは、その子どもさんが日常生活する地域の学校という意味の地域と、校区外ということでの学校が所属する地域と、その地域の方々から学校がどう見られているのか或いは地域の方々から児童がどのように見られているのかという視点があると思ひます。その中で、追手前小学校を取り巻く商業施設・飲食店等があるわけですが、これが今後の教育環境として時代のニーズにあつたものであるか、望ましい環境としてさらにいいものになっていくかどうかという視点も十分に検討する必要があるのではないかとと思ひます。従つて、先ほど申し上げましたとおり、学校と家庭との関係、学校と地域との関係、この3本柱を十分に検証した上で方向性を出していくという必要があると思ひます。

います。以上です。

澤田委員長       たいへん重要なご意見であったと思いますが、このことについて、委員さん方がいかがでしょうか。  
溝渕委員さん、どうぞ。

溝渕委員       はい。今西山委員さんが仰ったように、多分検証の段階で、委員（検討委員会）の方たちはいろいろ調査なさって、地域の意見とか、PTAの意見とか、教師の意見とか、特認校についての課題・成果についてお聞きになっていると思うんですが、その個別の児童生徒たちがこの制度でこの学校で勉強してどう思ったのか、或いは学校を運営するにあたって地域の方たちがどうだったのか、教師はどう感じたのか、という個別での検証の結果がもう少し表現されていたらよかったですのではないかと思いますね。例えばこの「課題」のところですね、「地域に見守られその支援の下で教育を行う公立小学校のあり方」という点では大きな課題がある」と指摘がされていて、多分特認校にする時には、PTA活動には積極的に参加してください、児童生徒の通学にはご自身で配慮をしてください、そういう条件を付けて募集されたと思うんですね。で、その結果ちゃんと地域の行事・PTA活動等地元地域と一緒にできていたのかどうか、その辺に問題点があったのかどうか、募集時の条件が守られていたかどうかということも検証の中に入れて、具体的に書かれると分かりやすかったかなと思います。地域の人たちが見守ってというのが、こんなに、例えば7～8割も校区外から来ている方たちがいると、地域の人たちに過大な負担になるのか、その辺が必要な論点になってくると思います。

澤田委員長       他の小学校と関連する部分もありますけれども、今の溝渕委員の意見、ポイントを押さえて、いかがでしょうか。

吉川教育長       はい。学校ごとに、特認校或いは校区外の保護者の方はお一人おひとり属人として異なるわけですが、その特認校の保護者の方々を一括してこういう傾向にあると述べることにについては控えさせていただきたいと思いますが、追手前小学校だけではございません、特認校制度を活用されて多くの人数が通学されておる学校については、PTA活動等の協力状況についても学校長やPTA会長から直にお聞きしております。で、家が遠方ではあるけれどもお互い連絡を取り合って、学校が設定した愛校作業やPTAの行事に協力してくれている学校と、保護者の方々協力のお気持ちはお持ちだと思いますが、遠距離であることから結果的にそれが叶っていない学校と、さまざまでございます。追手前小学校の校区外通学の割合が他校が2割から4割であるのに対し7割と突出しているという現状については、教育委員会が追手前小学校と遣り取りをしながら応募人数を決定し、受け入れてきた経過を考えましても、大きくは反省をすべきであろうと思っております。ただ、言い訳として申し上げるとすれば、そのことも年々検討はしてまいったところでございますが、年ごとに応募にストップをかけたり応募人数を最低限抑えたりすると保護者の方を混乱させるということもあり、一定期間おいて検討のうえ改めて大きく見直すということで予め決定していたわけでございますので、まさに時期が来たと考えておるところでございます。7割だから駄目とは申し上げておりませんが、これをそのまま継続していきますと、先ほど報告書で挙げました課題が深刻化していくということで、ここは人数については抑えていこうという方向性でございますので、その点ご理解いただきたいのが1点です。

それからもう1点。私どもは公教育＝義務教育を預かっておるわけです。市内には62校・園ございます。小学校が41校・中学校が18校、幼稚園・養護学校・商業高校あわせまして62ですが、その小学校41校のあり様は、先ほど西山委員さんが仰られた、地域があって、地域の中に家庭・学校があって、特認校の場合はその家庭が市内広範囲に散在しておるという状況です。子どもたちの安全確保については不審者対応で全国的に、前段申し上げた反省に立って申し上げておりますのでそこはご理解いただきたいと思いますが、最近地元の方々が立ち上がって、校区内を散歩がてら見回ってくれたり登下校を巡視してくれて安全確保してくれているけれども、特認校のお子さんたちは、車・交通機関双方ございますが、最後までなかなか見届けることができない。この6か年、幸いなことに集中豪雨や台風、地震の発生、また不審者の出現など、いわゆる危機管理上どうするかという緊急対応に追い込まれるという状況はなかったわけですけれども、そのことを想定いたしますと、学校はまず子どもの安全確保＝命を守ることが第一でございますので、そういう緊急事態の場合通常は学校が責任を持って自宅へ送り届けるようにしております。過去二度三度の大水害の際もそういたしました。頃合・時間・天候を見て、通学路周辺の浸水状況が危険であるかどうか等判断することになりますので、それが市内広範囲にわたる場合最終的な責任を持ちづらいという懸念がございまして、どうしてもその点状況として報告にも書かざるを得ないところがございます。それから、毎回のよう説明申し上げております、本市では「不登校を生じさせない学校づくり」ということで、家庭の連携こそがポイントであるとして、子どもに少しでも変わったことがあったら、電話で済ませるのではなくて家庭訪問をして、親と子と顔を合わせて膝を交えて悩みを語り合ってその子どもの課題解決を図るという、学校現場にすればきつい要請をしているところでございます。それも、なかなか春の定時では回りづらい、夏休みにまとめて自家用車で回っていかなければならない、日々の日常的な家庭訪問となれば全く叶わないという、課題・ネックとなる部分が多くございました。そういった面でも、追手前小学校については、人数に制限を加えていかなければならないということですので、ご理解をいただきたいと思っております。時間もございますので、ひとまず議長にお返しいたします。

澤田委員長

他にございませんか。  
終わりの方「今後の方向性」に「抜本改修のための多額の財源確保」という文言がございましてけれども、どのくらいの額なのでしょう。

総務課長

はい。総務課長の弘田です。基本的に、耐震診断をしてみないと正確には申し上げられませんが、西舎・屋内運動場は、他の今まで整備してきた同程度の年代の施設を比較をしますと、おそらく改築することになるのではないかと推測されます。改築となった場合の費用は、西舎で約2億円、屋内運動場で約3億円、建築工事費のみの推計ですので、それ以外に設計・解体費用等がプラスされることになり、少なくとも5億円以上かかるということになります。

澤田委員長

わかりました。

教育長

委員さん方によくご理解いただきたいところでございますので、発言させていただきます。今お聞きいただいただけでは、いかに古びておるかという他校との比較、またなぜ全面改築の見通しなのかということはお分かりいただけないと思っております。まず校舎ですけれども、全面改築をした他校の例では江陽小学校がござ

います。平成 11 年度に行いました、ここが昭和 31 年建築でございます。それから 16 年度に改築いたしました城西中学校南舎が昭和 27 年建築です。追手前小学校西舎は昭和 29 年建築です。江陽小よりも古く城西中よりも新しい、ちょうど 2 年空けて間にある古びた校舎でございます。もう一つ屋内運動場ですが、他校の例を見ますと、17 年度に改築を行った新堀小学校は昭和 41 年建築、18 年度改築の第六小学校は昭和 42 年建築です。現在改築中の愛宕中学校、ここは昭和 41 年建築です。追手前小学校の屋内運動場は昭和 43 年建築です。建築年度が大体同程度ということで想像していただければと思います。

澤田委員長

他にございませんか。

私からもう一つよろしいでしょうか。やはり「今後の方向性」にある「将来本校の統合が行われることがあったとしても、現在在学している児童が卒業するまでの間は、本校で教育を受けられることを保障すべきものである」ということにつきまして、その「保障すべき」大きな理由というものを分かりやすくお願いしたいですが。

吉川教育長

はい。私の決意として、議会でもそのようにお答えをしております。追手前小学校の保護者の方々との話し合いの中でも、ストレートには受け取っていただかないところはあったようですが、私の決意として、子どもたちと約束をしておると、特認校の子どもたちには入学＝本校で学ぶことを許可するというを教育委員会として出しているわけでございますので、それを元に子どもたちは学んでおるわけです。6 年生まではとにかく学び続けることができるということを、直にお一人おひとりのお子さんにお会いしたわけではないけれども、皆さんとお約束をしたという考えを持たなければならない。学校教育というものは、子どもたちとの信頼関係によってしか成立をしないとまで言えると思いますが、そこを崩すようではまさに信義に悖る行為であり、ここは譲れないという意味で申し上げてまいったわけですが、この報告書でも、将来仮にという前提においてですが、そうなった場合でも本校で今学んでいる子どもが卒業の間は統合はしないということ、委員の皆様のご理解を賜り、教育委員会でも確認をしていただきたいと、強くお願いをいたします。質問がなくとも、このことについては確認をさせてもらおうと思っておりました、ぜひよろしくお願ひいたします。

澤田委員長

その他にございませんか。  
溝淵委員さん、どうぞ。

溝淵委員

今後特認校で募集しますよね。その児童には、統廃合の問題が起きた時にはあなたたちは 6 年生までいられないかもしれませんよ、とちゃんと話をして募集をするということになるわけですね。

吉川教育長

はい。今後この報告書を受けて、首長・議会の判断というものが出てくるわけですが、この抜本改修の財源確保を巡って紆余曲折があると思うんですけども、最終的に仮に財源確保はならない、認められないとなった場合は、危険な状況が継続するわけでございますので、教育委員会としてはそういう施設的にきちんとした対応ができない不安定な状況でお子さんにどうぞどうぞと入ってもらうわけにはいかない、そうなれば当然特認校のストップと統合問題が出てくるわけです。それで統合必至となった場合、何年度に統合と決定した場合、決定してそれ以降追手前小学校入って来るお子さんについては、特認校の応募者に限らず、入

学時に、何年後には追手前小学校は統合になるけれども、そのことをご承知のうえで、ということをお伝えするようにいたします。これはそれぞれ信義の問題でございますので。以上です。

澤田委員長        その他にご意見ございませんでしょうか。

それでは、追手前小学校につきましては、12ページにあります、「今後の方向性」に示された方針で進めていくということでご異議ございませんでしょうか。

委員一同        異議なし。

澤田委員長        はい。それでは次に、第四小学校、13ページから14ページでございます。ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。

はい、田中委員さん。

田中委員        特認校制度を入れてからかなり人数が増えて、偶々校医をしているんですけども、3学級ある学年もあります。今後制限はなしでいくんでしょうか。

学校教育課長      はい。学校教育課長岡村でございます。現在第四小学校につきましては、特認校10校の中で最も転入学者が多い学校となっておりますけれども、施設的に現在余裕教室がなくなってきております。このままの状態では、現在の状況で2学級3学級分の特認校のお子さんを募集することは困難であると考えております。施設が満杯でございますので、その施設に合った＝入り切るまでのお子さんは必要と考えますけれども、これ以上学級数が増えることについては難しいと考えます。以上です。

澤田委員長        はい。溝渕委員さん、どうぞ。

溝渕委員        この14ページの「課題」の最後、「子ども会等の地域における活動に支障が生じることもある」とありますが、これは具体的にはどんなことでしょうか。

学校教育課長      はい。学校教育課長岡村でございます。同じく「課題」の1行目にも書かせていただいておりますように、第四小学校に特認校で来られるお子さんは隣接した神田小・小高坂小・旭小・旭東小の各校区から来ておまして、その各地域地域に子ども会というのがございますけれども、各子ども会には、本来の校区＝地元の学校に通われている子どもさんと、特認校で第四小に来られたお子さんとが混在しているという状況で、例えば土曜日に一方で学校行事があって登校日とした場合、重なって子ども会行事があると、その一方の学校の子どもさんは子ども会には来られないというようなことがあって、そういう面で支障もあるということでございます。

溝渕委員        住居地の子ども会には通学している学校の区別なしに、その住居の子どもたちが入れるようなシステムになっているわけですか。

学校教育課長      小学校区が中心になっておりますので、その校区の中でいくつかの子ども会があるという状況で、特認校で来られたお子さんがその校区の子ども会になかなか入りづらいということはあるかと思えます。入ってはいけないということではご

ざいませんが。

澤田委員長            ちょっと関連して 特にどの校区からの転入学者が多いんでしょうか。

学事課長            はい。学事課長佐々木です。13 ページの資料ご覧ください。「学級数・児童数の動向」で、平成 19 年度は第四小学校 131 名が特認校で来ておりますが、その内半分以上の 69 名が神田小学校でございます。その神田小学校の中で、石立町・東城山町・城山町からは第四小に行っても神田小に行っても大体 1.1 km から 1.5 km の間でどちらに行っても同じようなところですが、この 3 地区からが多くなっておりまして、特認校の子は別にしても、3 地区から 58 名が第四小へ行っています。特に石立町におきましては、神田小が 33、第四小が 23 おります。この 3 地区が特に混在している地域です。

吉川教育長            遠距離ではないわけですね、隣接校区からで。

溝淵委員            特認校を特に希望する親の理由というのは何なんですか。

吉川教育長            近いということですね。距離的な問題。

学事課長            学事課長佐々木です。本来的な意味で申しましたら、小規模の学校で教育を受けるということを目的として入ってきてくださっているはずなんですが、指定校の方に行っても特認校に行っても距離は変わらないということが裏の理由としてはあると思います。特にそれが、先ほど申し上げました神田小との関係、新堀小と昭和小の関係ですね。この間も、桜井町の 2 丁目・城見町辺りは混在しておりまして、本来なら昭和小の校区でありながら新堀小の方が近いという状況があり、それが理由として裏にあると思います。

澤田委員長            他にございませんでしょうか。

それでは、第四小学校につきましては、14 ページの「今後の方向性」に示された方針で進めていくということでご異議ございませんでしょうか。

委員一同            異議なし。

澤田委員長            はい。  
実は、当初各校 10 分程度を予定しておりましたけれども、どうしても長くなっております、ご協力をお願いいたします。さて、ここで 10 分間小休したいと思います。10 時 50 分に再開いたします。

(休憩入) 午前 10 時 40 分

(再開) 午前 10 時 50 分

澤田委員長            それでは再開いたします。第六小学校、15 ページから 16 ページです。ご質問・ご意見お願いいたします。

はい、西山委員さん。

西山委員 16ページの「課題」,他の学校にもありましたが,「転入学児童の通学は自家用車利用が多く,登下校時の学校周辺での交通渋滞や児童の安全面で課題がある」ということが記されておりますけれども,自家用車利用についての学校的な何らかの解決策,例えば,海外なんかではスクールバスを走らせたりすることが結構あるんですが,公共交通機関に準ずる形で通学用の交通機関について検討がなされたのかどうか,で,現在なかなかできないので今日に至っているということで,参考までに教えていただければと思います。外国へ行きますとスクールバスがよく走ってますので,どういうことが訊いてみましたら,まず,私立の学校が走らせている,或いは私立の学校が公共交通機関に依頼して一つの路線をスクールバスとしているということがあるわけなんです。自家用車の利用ということはどうしても避けて通れない,しかしながら,それを抜本的に解決する何らかの手立てがあるのかないのか,お聞きしたいと思ひまして。

澤田委員長 はい。今の質問についてお願いします。

小笠原次長 はい。教育次長小笠原でございます。お答えとしましては,現在そうした手立てはとれていないのが現状でございます。各学校では,学校周囲の道路の状況を考えて,一定ルールは決めているようでございます。この辺りは避けてこの辺りで,という一定のルールはあるようでございますが,どうしても特に登校時など集中するような時間帯にはここにありますような実態がございまして,なかなか抜本的な解決策は見出せていないのが現状でございます。

澤田委員長 溝淵委員さん,どうぞ。

溝淵委員 中心部の4校の中で,第六小学校が特認校制度の利用が一番少ない,その理由の一つとして「放課後児童クラブが設置されていなかったこと」が挙げられていますが,その他に何かこれが原因で特認校制度が利用されていないんだという分析はあるんでしょうか。例えば他の学校だと,英語教育の指定校になっていてそれで特認校による児童が来ているというような記載があるんですけども,そういう特色を持たせれば特認校の応募が増えるのか,その辺についての分析はどうなんでしょうか。

吉川教育長 はい。平成13年度に,第六小学校,中心市街地ほか各学校の特認校制度の応募をスタートさせました。担当課からの報告で,特に隣接する第四小学校がかなり多くて第六小が極端に少ない,私も怪訝に思いました。保護者と当然かなり込みこんだ話もしておるようでございまして,一つには,家が共働きで授業が終わって放課後すぐに帰されても困る,まず送迎できないので帰る便もない,放課後児童クラブがあれば勤務時間が終わってから迎えに行くことができるのに,ということで,放課後児童クラブのあるなしが決め手になったと思います。当然そのことは口コミでも伝わってまいりますので,第四小に行けば放課後児童クラブがあつてこうこうで不便しない,第六小はないもの,こういう流れが13年度以降できていたのではないかと。特認校の子ども数が大変少ないということは気にしておつたところで,学校長・PTAとも遣り取りをいたしまして,勿論需要もあつたわけですから,17年度に放課後児童クラブを開設したわけですが,相変わらず流れそのものに歯止めがかかっていない状況がございま

す。第四小と第六小の取り組みの特色やレベルという点で見ましてもそこには何ら遜色はないということではございますが、なお第六小側には、中心市街地4校については特区で英語科も入れている点でも同じ条件、放課後児童クラブも追手前小以外は同条件でございますので、さらに特色ある学校づくりをし、第六小の良さを学校自ら・PTA自ら訴えていくことをお願いしております。児童クラブができて以降増えてはおりますが、大きな増加には至っていないということは反省としてございます。

澤田委員長 放課後児童クラブの力は非常に大きくなるということでしょうか。この基準というものはございますか。

青少年課長 はい。20人以上のご希望があれば開設いたしております。

澤田委員長 他に - はい、田中委員さん。

田中委員 施設について、東舎は古くなって建て直さないといけないと思うんですけど、伝統的な階段の教室がありますよね、極端に古くて、残しておきたいような校舎じゃないでしょうか。やはり壊してしまうんでしょうかね。

吉川教育長 第六小学校の東舎は、驚くべきことに、何と昭和9年の建築です。ここは他の学校と全く建築方法等が異なっております。今仰られました、市議会でも臨時会の会場として、また市役所としても会議等で使用したことがございまして、昭和9年という圧倒的に建築年度は古うございますが、堅牢な建物で、これから耐震診断・改修となった場合、これまでも県立の学校や旭小学校などでもあったように、歴史ある建造物を遺してほしいという要望もあろうかと思えます。そういったことを十分念頭においた上で、できるだけ現状を保存していきたいと思っております。

澤田委員長 はい。何か補足がございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。他ご意見はございませんか。

それでは、第六小学校につきましては、16ページにあります、「今後の方向性」に示された方針で進めていくということでご異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

澤田委員長 はい。それでは次、御畳瀬小学校、17ページから18ページにつきまして、ご意見・ご質問等お願いいたします。

吉川教育長 ここは「統合も視野に入れた」方向性を初めて出しておりますので、ぜひご意見を賜りたいと思えます。

澤田委員長 そうですね。いかがでしょうか、ご意見お願いいたします。  
はい、田中委員さん。

田中委員 はい。隣の長浜小学校ですか、かなり遠いと思っていたんですけども、15分で行けるんだそうですね。

- 学事課長 はい。学事課長佐々木です。御豊瀬小と長浜小の間の距離は 1.1 km です。ですから、子どもの足でも 20 分程度あれば行くのではないかと思います。
- 澤田委員長 はい。溝渕委員さん、どうぞ。
- 溝渕委員 「(1) 学級数・児童数の動向」の下から 2 行目に、「校区内の児童の半数近くが校区外通学制度を利用して本校以外の学校に通学していることも、児童数の減少に拍車をかけている」とありますが、この校区外通学制度を利用して、結局長浜小に通っている、ということなんですか。で、その理由は何なんでしょうか。
- 学事課長 はい。平成 13 年度に特認校制度が始まってから、合計 9 名が校区外通学をしておりますが、その内 8 名が長浜小学校です。理由は、留守家庭ということで、長浜小学校の校区におじいさん・おばあさんがいらっしゃることです。
- 澤田委員長 最も注目される問題があるところだと思いますけれども、他にいかがでしょうか。
- 「今後の方向性」のところ、「本校の複式学級を解消することは困難である」と非常にはっきり記されておりますけれども、複式学級の基準について説明していただけたらと思いますが。
- 学校教育課長 はい。学校教育課長の岡村でございます。現在、小学校では、1 年生で、隣接する学年と合わせまして 8 名以下になりますと複式学級となります。それ以外の 2 年生から 6 年生までの学年では、隣り合う学年と合計 16 名以下で複式になりまして、御豊瀬小学校では、2 年生は現在おりませんので、1 年生 2 人と 3 年生 4 人の 1・3 年の複式学級、4 年生は単独で 1 学級、5・6 年の複式学級の、計 3 学級となっております。
- 吉川教育長 例えば、1 年生と 3 年生の授業風景をイメージしていただいて随分異なりますよね。入学してまだ保育園・幼稚園も抜け切らない 1 年生と 3 年生が一つの教室で教科書・教材を使って授業をするわけで、1 年生の子どもに教科書・教材を使って授業をし、その間 3 年生には別の課題を与えて自習とする、で、また向きを変えて、3 年生に授業をし、1 年生に自習をさせ課題を与える、と。言葉がきつくなりますが、大変非効率的な授業しかできないわけです。担任の負担が大きいいという言い方は避けたいと思います、学校側としてやるべきことですので、しかし学力の定着という面においてかなり苦勞をすることは確かです。それから、田舎の学校に行けばそういうところは多々ございますが、どこそこの子どもはこういう個性を持ったこうこういう子どもで、という子どもの評価というものが地域でも学校でも固定されるという状況で、人間関係においても、誰と誰とが仲良しだ、親同士が仲が良いからこうだ、というように固定してしまい、新たな人間関係に刺激も受けない。だから駄目とは申しませんが、そのことによる弊害はありまして、御豊瀬小学校からは南海中学校になりますが、少人数の学校から何百人という学校になって、お子さんによっては臆してしまい消極的になりがちであるというようなこともあって、その子どもの人間形成上どうなのか、自立に向けてこれから歩いていく上でどう関連するのか、学力面でどうなるのか、それらを考えた場合に客観的な立場に立って見ますと、特認校制度を入れて人数が増加す

ればよかったです。なかなかそうならない状況ですので、長浜小との統合も視野に入れて合意形成に向けて努力してまいりたいと思っております。地域の拠点・伝統・心の拠り所というようなところもございますので、抵抗もあろうかと思いますが、子どもたちのためにも動いていかなければならないと思っております。現在も、先ほど留守家庭の話もありましたがそのことだけでなく、人数の多い学校で学ばせたいという希望もあって長浜小への校区外通学をされているという現状もございますので、さまざま考え合わせますと、結論としましては統合の方向しかないのではないかと考えます。

澤田委員長            ちょっと関連いたしまして、保護者の声と言いますか、こうした状況の中で保護者の不安・心配もあるかと思っておりますが、そういったところはいかがでしょうか。

小笠原次長            はい。事前に特認校 10 校の P T A 役員さん方との意見交換の場をもってまいりました。御豊瀬小学校には私が参りましたので、その時の模様を少しお話ししたいと思います。P T A の会長さん・副会長さんお 2 人、合計で 3 名のお母さん方と話をしてまいりました。まず、その方々は P T A の役員さんですので、小規模であってもこの規模を活かした学校づくりをしていきたい、或いはもっと活性化させていきたいというお気持ちをお話しされていました。ただ、それぞれ皆さん入学する時には悩まれたということも仰っていただきました。2 人・3 人という学年でそこで 6 年間過ごしていくことが我が子にとってどうなのか、或いはさらにその中の男女比で、4 人のうち 3 人が男の子、女の子 1 人というようなことにも非常に悩まれたということでした。先ほど学事課長が申し上げましたように、校区にお住まいでありながら長浜小学校に通学されている方がおいでるわけですが、そういう話を聞いてもなかなか「そう言わずに御豊瀬に来なさいよ」という声かけをしづらいのが情情的にあるということも仰っていただきました。

澤田委員長            はい。非常に切実なお声をお聞きすることができました。他にございませんでしょうか。

吉川教育長            なお、ここは今回の 10 校の中では最も結論的に刺激的な部分がございますので、今日午後経済文教委員会がございますが、終わった後教育委員会の者がこれを持って、小笠原次長が行って来ますが、学校訪問をして、学校長と P T A 会長に報告書を渡し、すぐではありません、当面は継続しながら、統合も視野に入れた検討が必要であるということは伝え、今日から動くようにいたします。と思っております。

澤田委員長            はい。それでは、御豊瀬小学校につきましては、18 ページにあります、「今後の方向性」に示された方針で進めていくということでご異議ございませんか。

委員一同                異議なし。

澤田委員長            続きまして、浦戸小学校、19 ページから 20 ページでございます、ご質問・ご意見をお願いいたします。

吉川教育長            この学校が、複式学級も解消され、課題も大きなものがない、10 校の中では最も安定した成果を見せている学校ではないでしょうか。そういった意味で見て

いただければと思いますが。

澤田委員長 「課題」のところに、子どもたちの「安全対策」ということが述べられておりますけれども、特に留意しているところはどのようなことがあるのか、「安全対策」はどの学校も講じていることですが、浦戸小学校として特に留意する点はどのようなことでしょうか。

学校教育課長 はい。学校教育課長の岡村でございます。浦戸地区におきまして、他の学校、市内中心部と違うところと言いますと、やはり一番大きな問題は、御置瀬小学校と同じように、南海大地震による津波の心配が高いということがございますけれども、すぐ裏手が山になっておりますので、そこに避難するという形で、地域を挙げて防災訓練等に励んでいるところでございます。ただ、この浦戸小学校は、特認校制度によって入学された17名のお子さん全員、この地域におじいさん・おばあさんがいらっしゃるということで、17名とも近隣の小学校地域から通っておりますけれども、放課後も、現在「居場所づくり」もなされておりますが、お父さん・お母さんが迎えに来るまでおじいさん・おばあさんの家にいるという状況でございますので、その面では他と比べて心配がなく、地震対策におきましても地域を挙げて協力をいただいております、私ども地域に助けられているなと感じております。

澤田委員長 よくニュースにも出ているところですね。わかりました。  
他にございませんでしょうか。  
溝淵委員さん、どうぞ。

溝淵委員 特認校を利用しなければ本来どこの校区になる子どもたちなんでしょうか。

学校教育課長 学校教育課長岡村でございます。一番多いのは17名の内13名が長浜小校区、後3名が横浜小校区、1名が横浜新町小校区で、お父さん・お母さんが家を建てて出て、おじいさん・おばあさんが地元にいるということでございます。

溝淵委員 特認校の利用、おじいさん・おばあさんがその地域にいるからという理由の制度利用者は、今後制度を継続していても希望は減って行って、また複式学級に戻るといった恐れはあるわけですか。

学校教育課長 極端に増えるということはないと思います。19ページ「今後の児童数の推計」を見てみましても、現在のある一定の人数を確保できると考えておきまして、極端に増えたり、また逆に減ったりはしないと思います。

吉川教育長 やっぱり複式に、なる・ならないは微妙に見てまいりませんと、「(2)今後の児童数」そのものがまさに漸減傾向ですので、先ほど申し上げた数字を見ながら学校もPRに努めていかなければならない、懸念は残ると私ども考えております。今はこれでよいのですが、「今後の方向性」については他の学校以上に気に留めておきたいところでございます。

澤田委員長 はい、よろしいでしょうか。

それでは、浦戸小学校につきましては、20ページにあります、「今後の方向性」

に示された方針で進めていくということでご異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

澤田委員長 はい。それでは続きまして、久重小学校、21 ページから 22 ページです。ご意見ご質問等お願いいたします。

「今後の方向性」でございますけれども、久重小学校の地理的な図が頭に入っておりませんが、「隣接校との地理的条件や距離」というのはどのくらいのものなんでしょうか。

学事課長 はい。学事課長佐々木でございます。久重小学校から距離的に一番近いのは泉野小になると思います。泉野小が 6.7 km、秦小が 7.1 km、土佐山小で 8.3 km、この辺りが近いところです。以上です。

澤田委員長 子どもたちの足ではかなりの距離になりますね。

吉川教育長 遠距離通学にあたるのが小学校では 4 km くらいとしていますね。

澤田委員長 西山委員さん、どうぞ。

西山委員 逆に、特に郊外の学校の場合はどうしても足の問題ということが出てきますし、そうなった時にはやはり山間部を走るバスだとかいうものを活用してやっていくということを考えますと、地域のいろいろな生活者の方の足の問題等もあると思いますね。高齢化を迎えているということもありますので。やはり子どもさんの足ということと同時に学校の規模というものを考えた時に、交通手段がネックになってくる、そのネックを何らか解決する手立てを併せて検討していただきたいと思いますね。何らかの工夫ですね。

澤田委員長 その件に関してはいかがでしょうか。交通手段をよくするために、ということで何か。

学事課長 はい。学事課長佐々木です。現在のところ久重小学校に行く公共交通手段としたら、朝 1 便小学校通というところに着くのがあって、帰りも 17 時 19 分の 1 便しかないんです。だから、あと考えられること・可能性としては、土佐山にスクールバス 2 台ありますので、万が一、仮にということですが、隣接校との統廃合の可能性が出てきた場合にはそういったことが選択肢の一つとして考えられようかと思えます。

溝渕委員 今特認校で 6 人が利用しているということですが、この理由はやはりおじいさん・おばあさんがいるという理由ですか。

学事課長 はい。その一つひとつを理解しているわけではありませんけれども、その「成果」の中の一つにありますように、七ツ淵に住む児童もおります。この本来の校区は、そこにありますように秦小学校なんですけれども、秦小の方には 10 km 近くになるうかと思えますが、久重小の方には、それに比べると半分以下の距離、という地理的なことですね。それから、自営の仕事をしているお家で、福井の方から行っている方があります。あとは、本来的な、少人数の学校で教育を受ける

ことを希望される方も少数ですがおられます。ですから、全ての方が、留守家庭対策というか、おじいさん・おばあさんがいるということではございません。

澤田委員長 わかりました。将来的に全学年で複式学級になるということは大きな問題ですね。

吉川教育長，どうぞ。

吉川教育長 行かれた方は分かるとおり、全て木造の「耐震性の確保されたぬくもりのある」校舎ということで、県外にPRできるような学校施設を保っておりますので、そのことも念頭に置くとうかがな、ということもございます。総合的に判断しないといけません、ただ、仰られるように、複式がこれ以上拡大するという点については教育効果の点から懸念されるところでございますけれども、さらに特認校のPRに努めて、まずは制度を継続したいというところでございます。

澤田委員長 わかりました。他にはご意見いかがでしょうか。

それでは、久重小学校につきましては、22ページにあります、「今後の方向性」に示された方針で進めていくということでご異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

澤田委員長 はい。それでは次に、行川小学校、23ページから24ページですが、ここは、25・26ページの行川中学校と一緒に、両校は小・中併置校でございますので、一括でご意見・ご質問等お願いしたいと思います。

はい、田中委員さん。

田中委員 中学校へ入ってくる子は、何か高知市内の学校で問題のあった子が多いと聞きますけど。

澤田委員長 その点いかがでしょうか。

吉川教育長 問題があってということよりも、一つはなかなか適応しづらいということで、何か問題行動、荒れた行為があるわけではございません。なかなかそれぞれの中学校の配慮が行き届かず、いじめ問題があったり、或いは閉じこもりがあってもなかなか改善ができずに適応しづらかったり、というお子さんが、通学には相当難儀されておるみたいなんです、例えば8人おまして、校区外通学の7人、圧倒的に不登校気味のお子さんが多いでございます。中には行川小へ行ったけれども改善しないというお子さんもおられますけれども、多くはあそこでいきいきと、少人数教育の中で立ち直って、目指す高校にも進学できたという話もあっております。行川中学校について申し上げますと、ここは特認校で8名だけではなくて、校区外の教育的配慮による子が7名、校区内の子が6名となっておりますので、総合的に見ていただいたらと思いますが、再建ができたとか生き返ったという言葉で感謝を述べられる親御さんが多いですね。

澤田委員長 はい。他にいかがでしょうか。

西山委員さん。

西山委員 よろしいでしょうか。

行川小学校・中学校は訪問をしたこともございますので大変記憶に残っているんですが、土と親しむ、農業体験というのがございますね。そういうことをぜひクローズアップしていただいて、募集を広げていただけたらと思います。特徴になると思いますね。

学校教育課長 はい。学校教育課長岡村でございます。現在も、小中学校併置校でございますので、学校のすぐ向かい側の山の斜面をお借りしまして、子どもたちが、地域の大人の力も借りながら、自分たちで隠れ家的な公園や小屋を作ったり、或いはそこで地元の特産でございます生姜を作ったりして、大変子どもたちも自然に親しんでおります。特に、地域の方々が、保護者の方だけでなく地域の方全員がPTAの会員として、どんな行事でも地域を挙げてやったださっていきまして、私どもがお邪魔した時にも、開かれた学校づくりの委員会をしておりますけれども、地域の方々がおじいちゃん・おばあちゃんをはじめ20名近く参加していただいて、ここは、保護者だけでなく地域を挙げた学校づくりがされていると思えました。以上でございます。

澤田委員長 ここは青少協の関係でも際立った活動がなされていると伺っておりますね。西山委員さんと同じように、私も行川小中学校へ何度か別件で訪問しましたけれども、通常の学校では花壇ですよ。お花を植えてあります。ところが、ここでは、私どもにいただいたお土産はバジルでした。たくさんいただきました。それから、農園というか果樹園のようなものがあったと思うんです。いびつになった桃とかいただいて、他の学校とはちょっと違うイメージを抱きました。常に地域の方々が、お仕事でしょうか、学校の周辺を歩いてらっしゃって、ゆったりとしたイメージが強かったと思います。

吉川教育長 ということで、統廃合というのは、ずっと何校か、視野に置くということは申し上げたし、距離的に近ければひょっとということも考えられたんですが、いずれにしても、現在の本校の取り組みというのは、今一連申されたように、評価できるものです。「今後の方向性」に記述している内容でやっていきたいと思っております。小中併置校という、一貫校ではないんですけれども、全校挙げての取り組み・学校行事、全て全校でやっております。それから運動会をご覧いただいたら、お祭りですので、地域の方が全員学校に入って、このような色々な行事に参加されます。全国的に見ても地域の方全てがPTA会員というのはそうはないんじゃないかと思えます。会費を払ってくださるんです、皆さん。居住も所帯もすべて。元PTAということもあるでしょう。大変温かい目で見えていただいております。ありがたいことです。お世話をしてくださる方、リーダー的な存在の方がいらっしゃいますので。

田中委員 この学校は複式になっているんですね。

吉川教育長 そうです。ここは小中ともそうですね。全校で、児童数は小学校が25、中学校が23です。

澤田委員長 他にはご意見いかがでしょうか。  
それでは、行川小学校につきましては24ページ、行川中学校は26ページにあります、「今後の方向性」に示された方針を進めていくということでご異議ございませんでしょうか。

- 委員一同 異議なし。
- 澤田委員長 はい。それでは最後に、土佐山中学校、27 ページから 28 ページとなります。ご意見・ご質問等お願いしたいと思います。  
西山委員さん、どうぞ。
- 西山委員 よろしいでしょうか。  
27 ページに書いてあります「施設の課題」についてですけれども、本当に厳しいです。ものすごい湿度でして、湿式のサウナに入っているんじゃないかというくらい厳しい環境ですので、これは立地そのものの別次的なことを考えて方向性を見出していくことをお勧めしたいと思います。かなり厳しい状態です。湿度がきつく大変だなと訪問して私も感じております。
- 澤田委員長 ちょっとお聞きしたいと思ったことですが、「今後の方向性」のところに「土佐山小学校との小中一貫校を視野に」というのがございますが、先ほど出てきた「小中併置校」との違いというか、そういったものを明確にお願いしたいと思います。
- 学校教育課長 はい。学校教育課長岡村でございます。小中一貫校と申しますのは、既存の小学校と中学校を統合したものであると同時に、小学校 6 年間・中学校 3 年間の 9 年間の教育課程を新たにしまして編成をし、特色ある学校づくりを目指す、小中一貫した教育を推進する学校としており、学校長は 1 名という形で、小中の連続性・一貫性といったものを持たせた教育をメリットとしたものです。近年、全国的にこの小中一貫校が東京都などで創設されてきているところです。行川小・中学校は併置校ということで、それぞれ小学校の校長・教頭、中学校の校長・教頭を配置しております。
- 澤田委員長 その小中一貫校となりますと、子どもを中心に据えるわけですがけれども、9 年間を見通した教育ができるという風になるわけですね。
- 学校教育課長 東京都などでは、4 年生から、中学校に入って 7 年・8 年・9 年生というように呼んだりしながら、4 年生までは小学校と同様に学級担任があり、全て行うので、5 年生から中学校 1 年生、7 年生ですが、この間は教科担任制への移行期間として教える、また、8 年・9 年生になると進路を目指して中学校 2・3 年生に当たる授業を行う、というような継続性のある授業をしようとする学校もございます。
- 吉川教育長 行川小・中学校、ではこれを小中一貫校にできるのではないかとのご指摘も新たに出てこようかと思いますが、併置校でありながら、9 か年丸ごと課程を変えて教育を行うということになっていないんですけれども、現状をみますのに、先ほど来出ておりますように高い評価をされる取り組みがなされておりますので、伝統的にこれが継続しているのに、ここで敢えて一貫校に変えます、ということを持ち込みたくないというのが一点です。それからもう一点、土佐山につきましては、後に 31 ページにも同じ書き方をしておるんですけれども、土佐山中学校はまさに西山委員さんが先ほど仰られたように、言葉がきついですが大変劣悪な環境です。施設ではなく、立地場所ですが、川面に面しており、冬場は身

を切るような風が流れ込んできまして大変寒いです。夏場は水滴がつく、蒸し暑い、そして時によっては足元が濡れて子どもが朝滑る状況もあって、湿度が高くて健康・衛生面でもよくないということで、立地場所そのものがあの場で置き続けることはできないと見ています。片や隣の土佐山小学校ですけれども、山の中腹にございます。方向としましては、土佐山地区は小学校・中学校の場以外に学校施設として確保できるような空地がございません。従いまして動くとするれば、中学校を小学校の立地場所に持って行き、小中一貫校として施設を一箇所に集めるということ、こういう方向性しかでないところでございますが、土佐山小学校の立地してあるこの場所の地盤がやや不安定であるということもあって、十分に精査をしながら、なお土佐山小中一貫校にしていくこととするかということについてはまだ合意不十分であるやに聞いておりますので、28 ページと 31 ページ、小中ほぼ同様の記述をしております。地元と協議をし、地盤・土質等について専門家の意見も聞きながら検討していかなければならないと。現在特認校制度による入学者はゼロでございますので、当面積極的にPRを行い、1人でも・・・土佐山小学校PTA役員の方ともこれまで同様に話し合いを継続し、特認校の方向で小学校も位置付けてまいりたいと考えております。

澤田委員長 今土佐山小学校の話が出てまいりましたので、31 ページをご覧いただきたいと思えます。小中一貫校という観点もございまして、土佐山小学校の方もここでちょっと採り上げたいと思えます。  
では はい、溝淵委員さん。

溝淵委員 土佐山小学校の方が特認校の指定に向けて話し合っているけれども同意が得られない状況にあるという、その主な理由は何ですか。

学校教育課長 はい。学校教育課長岡村でございます。特に、今までは地域のお子さんだけで少人数で学校が成り立ってきたという状況がございますけれども、そんな中で特認校になりますと、教育的な配慮を要するお子さんが入学してきた場合の心配ですとか、或いは特認校となれば他の特認校には行けなくなるということもございまして、そういう選択肢がなくなるというご意見も出ました。しかしながら、私ども特認校の話し合いに行った時には、そういうことではなく、土佐山小学校ならではの、少人数校というメリットを活かして特認校にしてはどうだろうかというお話をさせていただきました。が、残念ながら、今のところは交通の便が非常に悪うございます。学校に行くことはできても帰る時間に便がない状況もございまして、なかなか特認校に踏み込めていない、今のところ現在の状況をもう少し見てみたいという地域の方々の主だった意見がございました。

澤田委員長 将来を見通して、話し合いの効果は上がっているのでしょうか。

学校教育課長 はい。私どもも、地域の保護者・地域の方々の意見を大事にしながら特認校制度についてお話をさせていただいております。今後ともますます複式学級化が進み、全部が複式学級となってきますと、教育的配慮をしていかなければならない状況が出てくるかと思えます。子どもたちにとってもいかなものだろうかということになりますので、精力的に、地域・保護者の方とは特認校制度について話し合いをさせていただきたいと考えております。

澤田委員長 特に小学校の場合に複式学級の解消というのを念頭において、理解を深めて

いただければと希望いたしますけれどもね。  
他に - 溝渕委員さん, どうぞ。

溝渕委員 今特認校を利用して(土佐山から)出ているお子さんっていうのはどれくらいいるのでしょうか。

学事課長 はい。学事課長佐々木です。土佐山小・中とも特認校へはおりませんが, 中学校の方については, 県立中に3名, 日高養護学校に1名行っております。特認校はおりません。

澤田委員長 他にはございませんでしょうか。

それでは, 土佐山中学校につきましては28ページ, 土佐山小学校につきましては31ページの「今後の方向性」に示された方針で進めていくということでご異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

澤田委員長 はい。それではまたページを戻りまして, 「特認校以外の小規模校の検証」でございます。29ページ, まず鏡小学校ですが, これも30ページの鏡中学校と一緒にご意見・ご質問をいただきたいと思えます。

鏡小学校につきましても, 「今後の方向性」の中に「特認校の指定に向けたPTA役員との話し合いを行ってきているが, まだ同意を得られる状況には至っていない」とありますが, ここのところを説明お願いしたいと思えます。

学校教育課長 はい。学校教育課長岡村でございます。鏡小・中学校, 特に鏡小学校は, 平成24年度には複式学級になることが予想されております。それまでは単式学級でいけるのではないかと考えておりますけれども, それまでの間特認校になったとしても, 他の高知市中心部にある特認校の状況から, 多くの転入者は見込めないという状況や, 特認校になりましたら他の特認校に転入することはできなくなるという状況等もあり, また, 先ほど申し上げましたように, 特認校制度によって課題のある児童が転入してくることへの懸念もございました。私どもは, 時間をかけて検討したいという意向を持っておりまして, いつでも伺わせていただいて, お話をさせていただく所存でございます。地域の皆さんは, やはり他の地域からいろいろと課題を持った児童が来るということに懸念を感じられているというところがございます。

澤田委員長 鏡中学校の場合は(ソフトボールで)全国レベルで評価された時期もございましたし, ぜひまた盛り返してもらいたいと思えますけれども, 子どもの側からすれば, 自分の好きなスポーツが他にあるんだというようなことで, 子どもの希望を尊重するとどうしてもそこで人数が減少してしまいますよね。そういったことで, ぜひ生徒数の増加のために, 何とかPRをしていただきたいと思えますね。地域にもソフトボールの指導者という方はいらっしゃるんですか。

学校教育課長 はい。小学校は地域の方が指導されております。中学校でも, 地域の方々の要素が非常に大きいですし, 現在まで, 教員につきましても, ソフトボール専門の教員を配置したりもいたしまして, 全国でも三連覇を成し遂げたという経過もご

ざいます。

澤田委員長        グラウンドがありましたね，確か。とても立派なものですよね。  
30 ページ「今後の方向性」に書かれていますように「自転車による自力通学が可能」というのは魅力ではないかという風に思いますが，こういう，他の学校では困難だけれどもここではこういう良い点があるという特色をぜひPRしていただきたいですね。鏡も土佐山とも，どこもそうではありますけれども，やはり昔からの愛着が非常に強いものがあるようです。それがまた逆に特認校にストップをかけている要因の一つでもあるかと思えますけれども，せっかく全国レベルで評価されたという実績もあり，PRにつながるかと思えますけれども。

学校教育課長        はい。鏡小・中学校につきましては，土佐山地域と違いまして公共交通の便が割によいところでございます。ですから，特認校になりましたら，公共交通機関を利用しての通学が可能ではないかと考えております。逆に，行川小・中学校がバスの便が悪いところございまして，現時点で鏡の方が良くなるということがあり，行川地区の方が心配をしておられるという面もございませぬ。

澤田委員長        そういう微妙なところもあるようです。  
他にございませぬか。

それでは，鏡小学校につきましては29 ページ，鏡中学校につきましては30 ページにあります「今後の方向性」に示された方針で進めていくということでご異議ございませぬでしょうか。

委員一同            異議なし。

澤田委員長        はい。  
それでは，最後に全体を通しまして何かご意見等ございましたらお願いいたします。

特にご意見もないようですので，この件の質疑を終了いたします。  
この報告書で述べられている内容につきましては，各委員さん異論はないようですので，特認校10校とも制度を当面継続し，1校1校の検証により示されました「今後の方向性」の内容に沿って事務局の方で対応に取り組んでいただくということによろしいでしょうか。

委員一同            異議なし。

澤田委員長        はい。それでは，本日午後2時から開催されます経済文教委員会に私も出席いたしまして，教育委員会としてこの報告書に述べられている方向で進めていくのがよいという結論に至ったことを報告してまいりたいと思います。時間的に大変急ぎましたけれども，以上をもちまして本日の議事を全て終了いたします。